
仙台市結婚新生活支援補助金

対象となる“引越費用”について

1. 引越費用について

- 対象となる費用：「引越業者」「運送業者」への支払いに係る費用
- 対象とならない費用の例：「不用品の処分費用」「自らレンタカーを借りる」「友人に依頼する」
- 婚姻日より前に行った引っ越しでも婚姻に伴うものであれば対象となります。

2. 引越費用に関する Q&A

Q① 親族の家（実家等）に引っ越して同居する場合の引越費用は対象になりますか？

A① 対象になります。ただし、申請する引越費用を夫婦のいずれかが支払った場合に限りです。

Q② 対象となる引越費用はどのようなものですか？

A② 婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者や運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）へ支払った実費が対象になります。不用品の処分費用や自らレンタカーを借りる、友人に頼んで謝礼を渡す等して引っ越した場合にかかった費用は対象になりません。

Q③ 婚姻前に引っ越しをしていた場合にその引越費用は対象になりますか？

A③ 対象になります。ただし、婚姻を機とした引っ越しである場合に限りです。

Q④ 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けていますが、対象になりますか？

A④ 対象になります。ただし、会社等から支給された引越費用等を補助対象費用から控除します。夫婦それぞれが支給を受けている場合はそれぞれの支給額を合算して控除します。

Q⑤ 住宅に係る他の補助制度を受けていますが、仙台市結婚新生活支援補助金と併用できますか？

A⑤ 下記の補助制度を受けている場合は併用できません。また、仙台市結婚新生活支援補助金の申請後に下記制度へ申請する場合も併用できません。ただし、住宅のリフォームについては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は、併用可能です。

- ・ こどもみらい住宅支援事業
- ・ 地域型住宅グリーン事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO₂化促進事業
- ・ こどもエコすまい支援事業
- ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・ 次世代省エネ建材支援事業
- ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・ 住宅エコリフォーム推進事業
- ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

また、下記制度を申請する場合は仙台市結婚新生活支援補助金の申請に制限がかかります。なお、仙台市結婚新生活支援補助金の申請に制限がかからない場合であっても、下記制度の申請可否については各制度の担当窓口にて別途確認してください。

- ・ 仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業を申請する場合
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅の取得費用を申請できない
 - ・ せんだい健幸省エネ住宅補助金（新築向け）
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅の取得費用を申請できない
 - ・ 仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅のリフォーム費用を申請できない
- ここに記載のない補助金を申請している場合は個別の確認が必要ですので、お問い合わせください。